

## 1 処分を受けた税理士

氏 名： 青木 義弘

登録番号： 第68836号

## 2 処分の内容

令和2年1月17日から税理士業務の禁止

## 3 処分の内容となった行為又は事実の概要

### (1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、売上の一部を除外することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

さらに、同社の法人税の確定申告に当たり、接待交際費、給料手当及び外注費を過大に計上することによって、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

### (2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。